

遺言書のある相続手続

遺言書のある相続手続においては次の内容を確認させていただきます。

I 公正証書遺言の場合

① 公正証書である。(公証人役場の朱印のある正本または謄本)
② 遺言書に対象遺産として全財産または当行預金等の記載がある。
③ 受遺者（または遺言執行者）が明確に記載されている。

II 自筆証書遺言（除く秘密証書遺言、特別方式による遺言）の場合

① 全文が自筆で記載されている。	①・② いずれか
② 遺言書本文は自書され添付された 財産目録全ページに遺言者の署名がある。 ※この場合、遺言書の日付は 2019(平成 31)年 1 月 13 日以降である。	
③ 日付、氏名、押印がある。	
④ 家庭裁判所の検認がある。	
⑤ 作成時の年齢は 15 歳以上である。	
⑥ 記載内容に矛盾がない。	
⑦ 遺言書に対象遺産として全財産または当行預金等の記載がある。	
⑧ 受遺者（または遺言執行者）が明確に記載されている。	

上記内容を満たした場合のお引き出し手続が可能な方は次のとおりとなります。

遺言内容	遺言執行者の有無	お引き出し手続
足利銀行のお取引について特定の相続人に「相続させる」または「遺贈する」との記載がある。	遺言執行者が指名または選任されている。	遺言執行者 にお手続いただきます。
	遺言執行者が指名または選任されていない。	遺言書に記載された該当取引の受遺者 にお手続いただきます。複数名の場合は、相続届に連名でご記入いただきます。
上記以外	遺言執行者（指定されている場合）および受遺者または法定相続人の方にお手続いただきます。	